

江戸

一八〇四—一八〇七

『東京市史稿』産業篇の 刊行再開にあたって

史料調査のため、平成十四・十五年度と二年間刊行を休止していた『東京市史稿』ですが、この度産業篇第四十六をもつて刊行事業を再開致します。

東京市の市史編纂事業を継承し、明治四十四年（一九一一）の第一冊目刊行以来の伝統をもつ『東京市史稿』は、市街篇、変災篇などの篇別に構成された編年体の史料集で、これまでも江戸・東京の歴史の変遷を跡付ける基礎史料集として利用されてきました。

現在は最終の篇となる産業篇の編さんを継続中です

東京市史稿産業篇

第四十六附録

平成十七年三月

東京都公文書館

目次

『東京市史稿』産業篇の 刊行再開にあたって	……………1
古着市場の謎解きに挑戦しよう	……………2
今様大江戸瓦版	……………8

が、江戸・東京の歴史に対する関心の広がりや研究の深まりに対応するため、これまでの質を落とすことなく刊行ペースを促進する方針が平成十三年度に定められ、これを受けて二年間の悉皆的史料調査と収録史料の骨組み作りを行ってきたところです。

今後は江戸の産業・経済に関する史料を精選の上翻刻し、毎年度一冊、それぞれに四年分の内容を収録していきます。また江戸の歴史やそれを語る史料への関心に応えて「附録」を作成し、収録された史料や時代に関するコラム、主要事件をまとめた「今様大江戸瓦版」などを掲載していきます。どうぞ『東京市史稿』のいっそうのご活用をお願い致します。

平成十七年三月

東京都公文書館

古着市場の謎解きに挑戦しよう

江戸のリサイクル 循環型社会への転換が急務だ
という主張が叫ばれて久しい。現代社会における大量
の生産・消費・廃棄が環境へ過大な負荷をかけている
ことへの反省から、多くの人々がこのような主張に共
感を寄せている。そして、循環型社会のお手本として
脚光を浴びているのが、他ならぬ近世江戸の都市社会
であり、そこで機能していたいわゆるリサイクル産業
の数々である。

江戸には、古道具を始め鉄・銅といった金属製品、
古紙、そして下肥にいたるまであらゆる専門のリサイ
クル業者が存在した。なかでも古着は、これを取扱う
商人の多さからいっても江戸のリサイクル商品の代表
格として注目されよう。近世期なかば、安永三（一七
七四）年の調査によると、江戸市中に三九五〇人も
古着関係の商人がいた。

この調査では、古着買・古着屋・古着下ケ売・古着
商売・古着仲買・古着ぼろ買・古着仲買振売・古着切
レ売の八種類からなる専門業種ごとに人数が書き上げ
られている。三、九五〇人という人数は、以上八項目
の人数を単純に合計した数である。従って、これらの
専門業種をいくつか兼業する者がいたと仮定すると、
江戸の古着商人の全体数はそれより若干少なくなるだ
ろう。この調査の対象となった古着商人以外のリサイ
クル関連業種についてみると、古道具商人が古着商人
に次いで多く三、八四三人、古鉄商人が一、九六四人
である。古着商人が古道具商人をわずかにおさえて最
多数となっている。右の調査に示される古着商人の多
さと専門業種ごとの細かな分業の展開は、江戸の古着
流通の世界が、高度な発達を遂げていたことを物語っ
ている。

最近の研究によって、越後屋（三井）、白木屋など
といった当代一流の呉服店が、自分の店の在庫品を古
着商人に売却処分していたことや、逆に古着を買い入

れて再生し、それを販売していたことが明らかとなった。江戸近郊の村の名主が江戸の古着屋で婚礼衣装を調達した事例も紹介されている。更に、そうした上質な古着の売買が行われる一方で、屋内での取扱がはばかられ路上の庭の上で売買される「不浄」の古着があったことも本巻に掲載した史料（二五七〜二六四頁）に記されている。

これらの事実から、当時の社会においては、これまで想像されていた以上に幅広い階層の人々が様々な品質の古着を利用していたことがわかる。

古着市場の謎 このように多くの人々に親しまれていた古着は、江戸のリサイクル商品の代表と呼ばれるのに相応しいといえよう。循環型社会の理想像を近世都市江戸に見出そうとする論者たちがこぞって古着流通の発達に注目し、最高級の讃辞を捧げるのも当然である。その結果として我々は、様々な場面で、江戸の古着流通に対する賞賛を繰り返し耳にすることになる。そのため、古着流通の実態についても、かなりの

部分がすでに解明されているのだろうとつい思い込んでしまう。ところが意外にも現実はまったく逆である。

例えば、前述の調査項目に掲げられた古着買以下八種類の専門業種についても、それぞれの仕事の内容はほとんど明らかになっていない。古着の回収・買い取りから販売にいたる流通ルートの大部分は、未だに多くの謎に包まれたままなのである。

わけても古着市場の問題は最大の謎となっている。江戸の古着市場としてよく知られているのは富沢町市場であるが、この市場はその成立事情からしてすでにミステリアスである。江戸開府まもない頃、捕縛されたスリの親分が罪を許してもらう代わりに古着商人となり、商売を通じて集めた犯罪情報を幕府に報告したといわれている。その親分が開いたのが富沢町市場で、富沢町という地名も親分の苗字の「鳶沢（とびさわ）」に由来するという。近世期もなかば以降の随筆などにしばしば現れてくるこの伝承は、その後、歴史小説の

題材にも取りあげられ人々の間に広まっていくが、当面その真偽を確かめる術はない。ただし、犯罪防止の都市政策と富沢町市場とが深い関わりをもっていたことは事実である。

享保九（一七二四）年、富沢町市場で売買される古着のなかに「紛らわしき品」（盗品）が混じっているのではないかと疑念を抱いた町奉行大岡越前守たちは富沢町市場の取調をおこなう。これを受けて富沢町は、以後そうした品物が売買されないようにするために、市場で古着を売る商人の身元を糺して取引内容を監視すると約束した。そして、この約束と引き換えに同町は、市場取引を町内で開催する特権を幕府に認めさせたのである。この一件については複数の史料において同様の経緯が確認できることから、まずはこれを史実とみなしてよいだろう。

それでは、市場で古着を取引していたのはどのような商人たちなのか、という問題を設定してみよう。この最も基本的な問いに対して、仮説は提出されている

ものの、未だ答えは確定していない。更には市場施設の概要も不明のままである。このように富沢町市場の実像が歴史研究の謎となってしまう理由は単純で、市場の実態を直接伝える史料が、これまで全くといってよいほど見つかっていないことに由来している。

「市場之一件写」 そのような史料不足の現状において、本巻に掲載した「市場之一件写」は富沢町市場に関する貴重な史料である。

江戸屈指の大店であった日本橋の白木屋は、宝暦一〇（一七六〇）年に富沢町へ呉服・木綿・古着を取扱う店を出している。その白木屋に伝わる文書のなかに「市場之一件写」と題された古着市場関連の史料が含まれている。これは「町内居付地主諸帳面」と呼ばれる原文書の一部を、天保五（一八三四）年になって白木屋が何らかの目的で書き写し、その後保管しておいたものである。ここでいう「町内」とは白木屋があった富沢町の町内のことであると考えられる。つまり、同町の地主たちが古着市場に関して作成した記録が、

白木屋の写本を介してわずかながらも現代に伝えられているわけである。

では、この「市場之一件写」を読めば富沢町市場の姿がたちまち明らかになるかという点、実はそうではない。「市場之一件写」に登場する古着市場とは、富沢町市場のことではなく、天明年間および文化年間に、富沢町と隣接する村松町、久松町、橘町といった町々で開かれていた市場のことなのである。それにもかかわらず「市場之一件写」が富沢町市場に関する貴重な史料であるのはなぜか。事情はこうである。前に述べたとおり、享保年間以降、盗品取引の防止と引き換えに、幕府から富沢町に対して市場開設の特権が与えられていた。ただ特権の及ぶ範囲が、江戸全市中で唯一の市場開催を富沢町に保証したもののなか、それとも、もつと限定された地域、例えば日本橋・神田地域のみでの独占権のようなものかについては、詳細は不明である。しかし、少なくとも「市場之一件写」に出てくる近隣の村松町、久松町、橘町に対して富沢



「市場之一件写」に登場する町々～左上が富沢町（安政6年・尾張屋版江戸切絵図）

町は、市場開催の中止を主張することができたのである。それらの町々において「富沢町市場ニ似寄」の「売

捌」がおこなわれることで、富沢町市場で古着を買い付ける人⇨買人が減って困る（私共町内衰微仕、買人少ク難儀至極仕候）」と富沢町側は訴えている。また橋町の古着商人たちに対しては、富沢町市場の市札（富沢町市場での営業保証の札）を持っているにもかかわらず、富沢町市場には出向かずに自分たちの町内で市場取引をしていると富沢町側は非難する。

つまり、富沢町市場と「似寄」のこれら他町の市場の構造を分析すれば、その結果から富沢町市場の構造の方も類推することができるという見通しが成立する。

市場のキット（構成） 以下、市場の基本的な構成要素である、市場取引の場と、取引に関わる商人、の二点について、「市場之一件写」から読み取れることを整理する。

富沢町市場と類似のそれら市場では、どのような場所を利用して古着の取引がおこなわれていたのだろうか。「市場之一件写」に出てくるのは、次のアか

ら才である。

ア、道路に面した古着商人の店舗（店舗内の一部は分割され、他の商人に貸し出されて利用される）

イ、古着商人以外の商人の店舗（アと同様に貸し出された）

ウ、アの店舗の店前（建物の底下部分が他の商人に貸し出されたものである。イの場合も同様に底下が貸し出された可能性がある）

エ、河岸に建つ土蔵の庇下
オ、町内の道路に敷かれた庭の上

市場が開かれる町では、屋内・屋外の両方が利用されている点や、町内の表通りに店舗を構えていない商人に対しても、貸しスペースが用意されている点が注目される。

「市場之一件写」に登場する古着商人の呼称を列挙する。古着屋（町内古着屋）・他町の古着屋・町内の裏家の古着屋・古着商売人・古着売・古着買とり・売買人・買人、などである。なお、これら呼称に

ついては、同じ商人に対して、史料の別々の個所で異なった呼称が用いられている可能性も大きい。そうした重複を今後整理する必要があるだろう。

市場の模型を作ろう 右の ・ が市場模型のキットである。残念ながら、そこに組み立て用の説明書は添付されていない。まず試しに、「市場之一件写」を読みながら、これらの部品を自由に組み合わせて、自分なりの江戸の古着市場を再現してみよう。これが謎解きの第一歩である。 の部品で市場の外形を作り、その箱庭のなかに の商人たちを配置する。江戸の内外からやってきた古着はこの模型内をどのように移動し、再び江戸の内外へ旅立っていくのか。大量の古着が模型のなかをスムーズに流れてくれれば、その試作品はとりあえず合格であり、江戸の古着市場に関する新たな仮説の誕生である。あとは「市場之一件写」以外のような史料から、古着市場に関わる記述を断片的であっても拾い集め、それらと齟齬のないようにキットを組み替えて模型を手直ししよう。その際、他の地

域の古着市場や近現代の古着市場との比較対照も、ある程度有効かもしれない。

将来、富沢町やその周辺の古着市場に関する新史料が発見されたとき、その史料の内容が自分の作った模型と合致していたならば、またひとつ江戸の歴史の謎が解決へと大きく近づくことになる。

参考文献

- 吉田伸之「表店と裏店―商人の社会、民衆の世界」
（同編『日本の近世9 都市の時代』中央公論社、
一九九二年、のちに同著『巨大城下町江戸の分節
構造』山川出版社、二〇〇〇年、所収）
杉森玲子「古着商人」（吉田伸之編『シリーズ近世
の身分的周縁4 商いの場と社会』吉川弘文館、
二〇〇〇年）

（小林信也・専門史料編さん員）

今様大江戸瓦版

文化元年より
文化四年まで

《文化元年―一八〇四年》

世上御救のため御製法朝鮮人参払い下げ決定

三月 日 超高級品の朝鮮人参に手が届くチャンスが生まれた。このほど、幕府は御製法朝鮮人参を低額の公定価格で薬種問屋一三軒へ払い下げを決定した。この価格で市中の薬種屋へ売り渡し、小前薬種屋は雑費を上乗せして販売する。ただし、上乗せ賃は一割を上限としている。

また庶民でも手が出やすいように五〇文や三〇文での少量売買も奨励されている。五〇文だと、安い髭人参ならば二匁八分四厘（10・65g）程も買えることになる。もつとも上物ではさすがに三分五厘（1・3g）程しか買えないが、病に苦しむ江戸市民に夢と希望のプレゼントにはなるだろう。↓産業46―23頁。

絵本太閤記絶版、歌麿・豊国に処罰

五月十六日 ベストセラーとなっていた絵本太閤記が絶版処分となり、衝撃が走った。さらに江戸では歌川豊国・喜多川歌麿が厳しい処罰を受ける。絵本太閤記に取材した二枚絵が多く売り出されていたが、その中には登場人物の名前や紋所、あるいは戦場の地名などを書き入れたものも少なくなかった。

元来幕府は、天正以来の武者の名などを実名で書き表すことは、將軍家にも関わるのが世間の口端にのぼる所業とみてこれを嫌い、また諸大名家でも自己の家柄や祖先が絵双紙類に登場するのを極端に嫌悪していた。今回の措置の直前にも、さる武家からの抗議があったという。今回の処罰は、歌麿・豊国らによる一枚絵が原因となり、絵本太閤記までがそのとばっちりを受けて絶版の憂き目を見たというのが大方の受け止め方で、世評では浮世絵師への怨嗟の声がもつぱらである。↓産業46―66頁。

町人の武芸稽古を禁止

九月十三日 町人の武芸稽古を禁止する町触が出された。最近、町人の間では剣術や柔術がブームを呼び、町屋続きに設けられた道場や稽古場はどれも盛況だった。大名家臣や浪人らの師匠のもと、町人が武士とともに稽古に励む姿をみかけることもあった。

このような町人の武芸熱の高まりに対して、幕府内では「町人には身分不相応だ」、「自分の仕事をおごなりにしている」という批判が出ていた。町奉行所が、先月から内々に道場に通う町人の人数調査を進めていたところだった。この決定は、町人はもちろん、師範役を勤めていた武士・浪人などの間にも波紋を広げている。↓産業46―113頁。

飲食業者削減へ調査を実施

十二月二十一日 食物商人の人数調査と台帳作成が行われた。調査の目的は、無秩序に増加する飲食業者の削減。対象地域は、歌舞伎の江戸三座がある堺町・葺屋町・木挽町、さらに新吉原などの歓楽街を除く江戸

市中において店を構える商人たちだ。ただし、其日稼ぎの振売、夜商い屋台は対象外となる。夜屋台は寛政七年に調査済みのため、また振売の全調査は際限がないという理由から行われなかった。

調査結果によると、商人の数は六千六百六十五軒に及んだ。結果を受けた幕府は、六千軒への削減と向こう五年間の新規参入の禁止を発表した。また、親子・兄弟・養子が商売を相続する際の届出の義務化、他の親類への商売譲渡禁止が決められた。この決定は、商人の死活に関わる問題であるとともに、庶民の食生活にも少なからず影響を及ぼすだろう。↓産業46―139頁。

《文化二年―一八〇五年》

芝神明社で大乱闘騒ぎ

火消しの「め組」と相撲取り大喧嘩

二月十六日 午後二時頃、相撲興行八日目で賑わう芝神明社境内で、火消しの「め組」と相撲取りたちが大乱闘に及んだ。火消したち四、五〇人が、浜松町二丁目半鐘を打ち鳴らし、鳶口や六尺棒を手に乱入、そ

れに対して相撲取側も九龍山・四ツ車・藤ノ戸ら八、九人が待ち受けて応戦した。相撲取らは刀・材木などを振りまわすのに対し、火消したちは建物の屋根に登って瓦を投げるなどした。この喧嘩で火消し三、四人が即死し、多くの怪我人を出した。見物人らは「まるで火事場のようだった」と口を揃え、相撲取らの働きを褒める声が高い。

この事件について九月四日、寺社奉行松平右京亮は、火消しを殺害した廉で九龍山に江戸構、「め組」一六〇人に五〇貫文の過料、相撲取四ツ車・藤ノ戸は構いなし、などの判決を申し渡した。

喧嘩の原因について、駿河町三井越後屋の情報筋によれば、「九龍山が神明社で軽業を見物していたところ、『め組』の五郎八と出会い押し合いになったこと」というが、一方江戸の噂話に「くわしい藤岡屋由藏氏によれば、『め組』の頭の倅が馴染みの茶店女を相撲取にとられたことにあるらしい」とも。このように情報は錯綜しているが、すでにこの事件の落首が市中

に出回るなど、今後とも江戸っ子たちの噂を誘いそう
だ。↓市街33―486頁。

富士山・大山参詣客にルート規制

七月六日 このところ江戸では富士山・大山参詣がブームになっている。参詣人同士のサークル「講」が数多くつくられているほどだ。そのあたりをうけて江戸周辺の街道沿いでは、宿泊客の獲得競争が激しさを増している。

そのようななか、参詣の通り道にある品川宿では、最近、参詣客が神奈川宿まで船で通ってしまい、当宿に近寄ることがなく困惑していると幕府に不満の声をあげた。これをうけて、幕府も大名行列が利用する宿場の不利益を問題視、参詣客は必ず品川宿の八ツ山船着場で下船するよう、町奉行が江戸市中にむけて命令を下した。

品川宿を支配する幕府代官大貫次右衛門氏の談話。「これまでも同じような命令を出しているはずで、それが守られないのは大変遺憾。江戸の船持たちが心得

違いをするといけないので、この度は道中奉行から町奉行に働きかけて頂いた。今後このようなことがないように望んでいる。」↓産46・239頁。

女浄瑠璃禁止令、再び

九月六日 町奉行所から近年流行の女浄瑠璃を取締まるようにとの触が出された。

江戸では享保十九（一七三四）年大坂出身の豊竹新太夫によって義太夫節がもたらされて以来、浄瑠璃が広く人々に親しまれていた。その後女性を担い手とする女浄瑠璃が普及する一方で幕府による統制が行われ、寛政六（一七九四）年十月、寛政八（一七九六）年には女性が直接観客に顔・姿を見せて語る「出語り」が禁止の対象となっていた。しかし近年では町人身分の女性達が多く参加するようになり、浄瑠璃を語って席料を取るといった行為が問題となっていた。これに対して今年の二月にも取締りが行われたが、人々は簾や障子を前に置くという対抗策を講じて、実際には出語り同様の興行を続けていた。今回は江戸の名主

の代表が町奉行所に呼び出されて請証文提出を命じられており、幕府も取締りの徹底に乗り出したものとみられている。

江戸における女浄瑠璃は町人女性の職業の一つとしても注目されてきており、今後も幕府との駆け引きが続きそうである。↓産46―264頁。

向島に新名所 花屋敷が開園

この年 骨董商の北野屋平兵衛が武州南葛飾郡寺島村（現墨田区向島三丁目）に花屋敷を作った。別称は亀戸の梅屋敷に対して新梅屋敷、または百花園と称した。この村は旗本多賀角左衛門の知行地で、平兵衛が当村にあった多賀氏屋敷跡三千坪を買い取り開いた花園である。

園内には平兵衛が植えた梅樹三百六十株のほか、天神を祀る小堂を建立し、顧客である文人らに梅木の寄付を求めた。園名は酒井抱一が「梅は百花のときがけ」の意から付けたという。

平兵衛は仙台の出身。江戸へ出て堺町芝居茶屋和泉



当園にはこの後様々な草木が植えられ、四季を通じて花が絶えなくなり、式亭三馬が「浮世風呂」に「四季ともに景物があるから、百花園と呼んでもにく、ねえ」と記すなど、江戸名所の一つとなっていった。

屋勘十郎に奉公したのち、享和年間、住吉町に骨董屋を開き、のち長谷川町に移っていた。↓遊園2—71頁。

《文化三年—一八〇六年》

牛町大火 浅草まで灰燼に帰す

三月四日 今日午前一一時頃、芝車町の辺りから出火し、西南からの烈風に煽られて瞬く間に大火となった。火は浅草まで広がり、翌五日の午前に降った大雨によってようやく鎮火した。類焼した地域はおよそ長さにして九・八kmから一一・八km、幅にして七六〇mから一km程だと見られている。焼死者はおよそ一、二〇〇人から二、〇〇〇人の上っている模様だ。大名屋敷・寺社も数多く焼けたとされるが、未だ焼失規模などの情報は混乱しているようだ。

火災後の物価騰貴が早くも始まり、材木では松板が金一両につき八〇〇〜九〇枚が相場のところ、二七〜八枚にしかない。日常の生活に欠かせないわらしも、一時、一足で銭五〇〜六〇文まで値上がりした。このほか建設業者の人足代も値上がりが深刻で、市民からは、町奉行所の迅速な対応を期待する声があがっている。

被災者への救済のため、野宿している者には初日から握り飯が配られ、御救小屋も筋違橋御門外などの九ヶ所に設置され、七日から順次建ち上がってきている。商家の中には、御救小屋で様々な施しを行う者も出てきているようだ。↓変災5―176頁、市街33―552頁、救済2―1025頁、産業46―343頁他。

定飛脚仲間と十組問屋仲間

飛脚値段についてついに妥結

九月 十組問屋仲間（上方からの下り荷を主に扱う、江戸の仕入問屋による連合組合）と定飛脚仲間（一定の土地の間を、日を定めて往復した飛脚による連合組合）が、飛脚値段について争論をしていた件は、この度、ようやく解決の運びとなった。

当初、定飛脚仲間が、道中奉行と町奉行の認可を受けて、一方的に飛脚値段を設定し、「定賃金表」を物（印刷物）にして得意先に配布した。これに驚いたのが十組問屋仲間で、「この値段では商売が難しくなる」と反発、これ以降、水面下で両者の間に火花が飛

び散る事態となった。

まず十組問屋仲間は、対抗手段として、自分たちの手による新たな飛脚問屋を設定する計画を発表（請負人・日本橋木原店丹後屋左七氏）。それに対し定飛脚仲間は、ほかの飛脚仲間である六組飛脚仲間に、この計画に加わらないよう働きかけていた。

そしてついにこの九月、定飛脚仲間と十組問屋仲間の間で、この件に関する談判が行われた。その結果、先に物で示した仕法は廃せずそのままとし、それとは別に、両者で独自の飛脚賃金規定を結び、事実上の飛脚賃金引下げを行うことになった。

争論の過程で、一度幕府が決定した価格に抵抗する十組仲間に対し、役人某氏が怒り心頭に達し、「天下の町奉行所で許可した取り決めにないがしろにするやつは、唐土（中国）・天竺（インド）へでも渡ってしまえばよい。日本の地には置かぬ」と放言するなど、緊張したやり取りがあったというが、最終的には肝名主木村定次郎の仲介が功を奏した模様だ。

↓産46―442頁。

引き続く米価低落に対策

惣町に米の買い支えを命じる

十月十六日 町奉行所は打ち続く米価低落に歯止めをかけるため、全ての町に対して米の買い上げを命じた。今年は豊作が決定的となり一層の米価下落が予想され、また三月の大火の影響で、武家方に融通していた金銭の返済が滞ったことから、経済活動が停滞しており、危機感をもった幕府は、米関係業者や札差に対する買い上げ米命令に続いて、広く惣町にも呼びかけたもの。しかしこの施策だけでは抜本的な解決策にはならず、幕府は十一月に入ると富裕な町人に的を絞って、世上融通のための出金を命じることになる。↓産業46―484頁、496頁。

《文化四年―一八〇七年》

十組問屋の難破船出入が解決

五月二十四日 昨年発生した難破船の積荷紛失事件に関して、荷主の十組問屋が志摩国英虞郡・答志郡の

村々を相手取り起こした訴訟は、二十四日、和解成立が確実となった。今月に入って両者はすでに和解に向けた交渉を終え、昨年十一月に十組が幕府へ提出した訴状の取下げ申請に動いていたが、幕府評定所が申請を受理したことにより、早ければ来月上旬にも正式に和解が成立する見込みだ。十組から積荷紛失の責任を問われていた村々が支払う賠償金額は一千両に決定。賠償金のうち十ヶ年賦四百五十両分については、村々困窮の場合には十組側が請求を猶予する予定である。

昨年一月三十日午前十時ごろ、志摩国英虞郡和具村の沖合いで、大坂廻船問屋富田屋所有の貨物船が強風のため座礁。同郡布施田村の海岸に漂着した。船頭市郎兵衛以下十五名の乗組員全員は救命ボートで無事脱出したが、同船に積み込まれた綿・油・木綿・小間物などの荷物はほとんどが流出した。事件後、荷主の十組問屋が派遣した調査員は、周辺の村々で積荷の一部が販売されていると報告。裁判では事件当夜の村人による積荷強奪の有無が争点となっていた。今回の和解

では、村人の行為は濡れた積荷を切り解いて乾燥させようとしたものとして処理された。↓産46—615頁。

永代橋崩落 死者七三〇人を超える大惨事

八月十八日 十八日午前十時過ぎ、永代橋の一部が祭り見物に来ていた群衆の重みで陥落し、多数の死傷者を出した。事故当日は十五日より雨天のため延期されていた深川八幡の祭礼が行われ、練りもの等を一目見ようと見物人が橋に押し掛けたのが原因だ。江戸町奉行根岸肥前守の調べによると、死者の数は七三六人、重軽傷者は二〇一人に及び、行方不明者も百人を超えた。搜索活動は佃島の漁師を動員するとともに、永代橋のたもとに医師を派遣して救助に当たらせた。

永代橋は元禄十一（一六九八）年に開通したが、度々の大風雨で破損、修復を繰り返し、多額の維持費が問題となっていた。この事故を受け、橋掛り請負人三人を含む三十四人が入牢、橋役人らは御預けとなった。

江戸では安永八（一七七九）年にも花火見物の群衆

が大橋の欄干を押し破って死傷者を出している。文筆家の滝沢馬琴さん（四〇歳）は見物に行く妻子に混雑を避けるよう注意し、今回の事故を免れた。滝沢さんは「永代橋が落ちるとは思わなかったけど、大橋の事故のような例もあるからね、用心して早めに出発させてよかった。」と語っている。↓変災3—649頁・市街

33—673頁。



絵入読本類への取締りを強化

九月十八日 町奉行所は絵入の読本類への取締り強化を図り、絵入読本改掛を新設した。近年流行の絵入読本類については、書物屋の行事が立ち合って内容をチェックし、問題がなければ伺いの上で出版許可を出していた。しかし、近年市中の糶本屋せうほんやや貸本屋から検閲

を受けずに流通する書物が多く、従来のチェック機構の見直しが求められていた。新設された改掛には、上野町肝煎名主の源八ら四名が任命され、検閲の目を光らせていくことになる。↓産業46―664頁。

叩き漁の騒音に規制

十一月 下総国行徳領猫実村の名主・漁師惣代が、幕府役人から漁規制の申渡しを受けた。

猫実村で盛んな叩き漁は、海面を叩いて逃げる魚を網に追い込む漁法だが、この海面を叩く音が近くの御鷹場の鳥に影響を与えるものとみなされ、今回の規制につながった。いざ鷹狩り開催となった時に鷹場に鳥がいなければ、管理する役人の責任は重大となるため

頭を抱えた担当者は、陸から三里以内での叩き漁を禁止する措置を取った。漁師達からは大した反発もなかった模様だ。叩き漁についてはこれまでも乱獲に対する規制が出されたケースはあるが、騒音の規制は初めてである。産業46―689頁。

(付記)

各記事の末尾に記したのは『東京市史稿』各篇に掲載されている関連史料の掲載箇所です。たとえば変災3―649は『東京市史稿』変災篇第3の649頁を指しています。これにより、史料本文にあたってご味読下さい。